

令和4年7月に特定非営利活動法人「さるく」の理事長らが監禁強要容疑で逮捕されたとの報道がありました。本件については、今後の捜査により詳細が明らかになると思われませんが、「療育」と称して行われた行動障害のある児・者に対する暴力行為に対し、日本知的障害者福祉協会は、次のとおり声明を発表します。

福岡県久留米市で発生した障害者虐待についての声明

「さるく」では、障害のある方の自宅を訪れ療育する「訪問セラピー」や放課後等デイサービス事業所を実施していますが、報道によれば、強度行動障害が3日間で改善されるなどと謳い、「療育」と称して行動障害のある方を無理やり拘束し、保護者などから療育の報酬として高額の金銭を受け取っていたとされています。

今回の暴力行為の報道が事実とすれば、障害福祉サービスを提供する事業者として絶対にあってはならないことであり、本会は知的障害のある方の権利擁護を推進する団体として断じて容認できません。

体罰が子供の自己肯定感を低下させ、脳に深刻な悪影響をもたらすことは科学的に証明されています。暴力は療育の手段として絶対に認められるものではなく、負の影響を増大させるものです。

著しい行動障害児・者への支援は、課題とされる行動の軽減を図るとともに、個々の障害状況に応じ、本人が主体となった地域生活の実現と継続を支援するものです。一人ひとりが自尊心を取り戻し、生活の主体者として自己選択・自己決定ができるのだという自信と希望をもってもらうことを目的とするものです。

行動障害はつくられた障害といわれるように、個人の資質によるものではなく、育ってきた環境や長年にわたる不適切な関わり方を含めた背景が大きく影響します。行動障害の改善には「生活の安定感」が土台となります。つまりその生活の土台作りに向き合わなければ、激しい行動障害や生命をも脅かすパニックに苦しむ人たちの支援の在り方は見えてこないのです。

本会では、強度行動障害の対応に関する特別委員会を設置し、全国実態調査に基づく分析を行い、社会保障審議会障害者部会に今後求められる著しい行動障害への対応に関する新たな政策提言を行ったところです。強度行動障害のある方への適切な支援を提供できる事業所の不足や、同居するご家族が抱える困難等に対して十分な調整等ができていない現状等については早急に解決すべき課題と考えており、今後とも特別委員会において支援方法や環境設定の在り方等を検討し、国や自治体等に対して政策提言を行って参ります。

引き続き、多くの行動障害のある方々に日々実際に支援をしている団体として強度行動障害のある方の立場に立った支援の在り方や取り組みを検討し実践して参ります。

令和4年8月4日

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 井上 博